

平成二十三年法律第二百一十五号
復興庁設置法

目次

第一章 総則（第一条）	第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条～第四条）
第二節 組織（第五条）	第三節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特別な職（第六条～第十二条）
第三節 復興庁に置かれる職（第十三条～第十六条）	第四節 復興推進会議等（第十七条～第十九条）
第五節 復興局（第十七条）	第六節 雜則（第十八条）
第七節 雜則（第十九条～第二十一条）	附則

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（目的）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）復興庁の設置並びに任務及び所掌事務（内閣に、復興庁を置く。）

（任務）復興庁は、次に掲げることを任務とする。

（第三条）この法律は、復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

（第四条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事務をつかさどる。

（第五条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第六条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第七条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（第八条）復興庁は、前条第一号の任務を達成するため、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針又は計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

3	復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。	5	復興大臣が指定する大臣政務官は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。
4	復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。	6	大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
5	復興大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。	7	前条第七項の規定は、大臣政務官について準用する。
6	復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。	2	議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
7	復興大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関する必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。	3	副議長は、次に掲げる者をもつて充てる。
(副大臣)		4	議員は、次に掲げる者をもつて充てる。
第九条 復興庁に、副大臣二人を置く。		5	議員は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。
2	復興庁に、前項の副大臣のほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもつて充てられる副大臣を置くことができる。	6	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
3	副大臣は、復興大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。	7	大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
4	各副大臣の行う前項の職務の範団については、復興大臣の定めるところによる。	8	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
5	復興大臣が指定する副大臣は、第三項の職務を行なうほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に關し、復興大臣を補佐する。	9	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
6	副大臣の任命は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。	10	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
7	副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失つたときに、これと同時にその地位を失う。(大臣政務官)	11	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
第十条 復興庁に、大臣政務官を置くことができる。		12	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
2	大臣政務官は、他の府省の大蔵政務官の職を占める者をもつて充てる。	13	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
3	大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に參画し、政務を処理する。	14	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
4	各大臣政務官の行う前項の職務の範団については、復興大臣の定めるところによる。	15	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
第十四条 会議は、議長、副議長及び議員をもつて組織する。		16	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
2	議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。	17	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
3	副議長は、復興大臣をもつて充てる。	18	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
4	議員は、次に掲げる者をもつて充てる。	19	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
5	(大臣補佐官)	20	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
第十一条 復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。		21	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
2	大臣補佐官は、復興大臣の命を受け、特定の政務に關し、復興大臣を補佐する。	22	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
3	大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。	23	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
4	内閣総理大臣が任命する。	24	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
5	内閣総理大臣が任命する。	25	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
6	内閣総理大臣が任命する。	26	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
7	内閣総理大臣が任命する。	27	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
第十五条 復興庁に、復興推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。		28	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
2	委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。	29	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
3	一 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に内閣総理大臣に意見を述べること。	30	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
4	二 内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要な事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。	31	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
5	三 福島復興再生特別措置法第百十二条第四項、第百十五条第六項又は第百十六条第二項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する主務大臣に意見を述べること。	32	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
6	委員会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めると認めるときは、関係行政機関又は関係組織に關する事項は、政令で定める。	33	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
7	委員会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めると認めるときは、前項に規定する者のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。	34	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
第十六条 委員会は、委員長及び委員十四人以内をもつて組織する。		35	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
2	委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び運営に關する必要な事項は、政令で定める。	36	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
3	委員長及び委員は、内閣総理大臣の申出により、令和十三年三月三十一日までに廃止するものとする。	37	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
4	内閣総理大臣は、内閣総理大臣の申出により、令和十三年三月三十一日までに廃止するものとする。	38	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
第十七条 復興庁に、地方機関として、復興局を置く。		39	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
2	復興局は、復興庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げたる事務の全部又は一部を分掌する。	40	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
3	府省の大蔵政務官又は國務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者	41	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
4	内閣総理大臣は、前項の事務には、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に關係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が參加して必要な協議、調整等を行うための組織体に関する事が含まれるものとする。	42	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
5	内閣総理大臣は、前項の事務及び内部組織は、復興局令で定める。	43	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
6	前項の内部組織の編成に當たつては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとする。	44	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
7	前項の事務次官は、復興大臣を助け、庶務を整理し、復興庁の各部局及び機関の事務を監督する。	45	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
第十八条 前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関する事項は、政令で定める。		46	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
2	前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関する事項は、政令で定める。	47	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
3	前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関する事項は、政令で定める。	48	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
4	前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関する事項は、政令で定める。	49	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
5	前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関する事項は、政令で定める。	50	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
6	前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関する事項は、政令で定める。	51	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
7	前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に関する事項は、政令で定める。	52	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
第十九条 復興庁に、復興事務官、復興技官その他所要の職員を置く。		53	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
2	復興事務官は、命を受け、事務をつかさどる。	54	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
3	復興技官は、命を受け、技術をつかさどる。	55	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
4	(国会への報告等)	56	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
5	第二十条 政府は、第十二条第三項の規定により政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。	57	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。
6	第二十一条 復興庁は、別に法律で定めるところにより、令和十三年三月三十一日までに廃止するものとする。	58	内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、復興大臣の意見を聴くものとする。

かさび
夏興行

三 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁

三の二 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつ

3
復興庁が廃止されるまでの間ににおける東日本大震災復興特別区域法の規定の適用について
は、同法（第二条第四項、第十八条、第三十五条、第三十六条、第四章（第四十六条、第四十七条、第四十八条第一項及び第六十四条を除く。）及び第八十七条を除く。）中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第二条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」とあるのは「復興庁令（告示を含む。）・主務省令」とある、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と同法第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」とある、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と同法第四十八条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九条第二項及び第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」とある、「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十七条中「又は各省」とあるのは「復興庁又は各省」と、「又は省令」とあるのは「復興庁令（告示を含む。）又は省令」と、同法第八十八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣・厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。
(内閣府令の効力に関する経過措置)

の五第三項の改正規定、同法第四十八条の六第一項の改正規定、同法第四十八条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十八条の第十項の改正規定、同法第四十八条の十二の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六章中第八十九条の次に節名及び十二条を加える改正規定（十二条を加える部分に限る。）、第四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第七十二条第三項に一号を加える改正規定、第五条中特別会計に関する法律附則第十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法附則第十二条の三を同法附則第十二条の四とする改正規定及び同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条、第十条、第十八条、第十九条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、第一条から第三条までの規定による改正後の復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。（処分等に関する経過措置）

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に

含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の法律の施行前に旧法令の規定により從前届出その他の行為とみなす。

第二条 この法律の施行前に旧法令の規定により從前届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に從前の国の機関に對してその手續がされないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に對してその手續がされていないものとみなし（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（施行期日）

附 則（令和三年六月一六日法律第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。（処分等に関する経過措置）

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に

掲げる改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定（令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日）

附 則（令和四年五月九日法律第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二七日法律第五四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一日法律第五八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年五月一日から施行する。

附 則（令和四年六月二二日法律第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年六月二二日から施行する。

附 則（令和五年六月九日法律第四九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定（公布の日